

新出、宮崎安貞著『安楽抄』——解説と翻刻——

服部 仁

『農業全書』の著者として知られている宮崎安貞の、新出の随筆『安楽抄』を紹介する。

『安楽抄』について考えていく前に、著者宮崎安貞とはどういう人かを『国書人名辞典』に見てみる。

宮崎安貞（みやざきやすさだ）農学者〔生没〕元和九年（一六三三）生、元禄十年（一六九七）七月二十三日没。七十五歳。墓、筑前志摩郡女原。（名号）名、安貞。通称、文太夫。法号、真如院休閑清道居士。（家系）安芸広島藩士宮崎儀右衛門の次男。（経歴）広島の人。正保四年（一六四七）筑前福岡藩主黒田忠之に仕えるが、間もなく致仕し、諸国を巡遊して農業についての見聞を広める。のち筑前志摩郡女原に住し、農業に従事しながら村人を指導した。また貝原益軒らと交遊して中国農書・本草学の知識を学び、農業技術の改良に努めた。一方、私財を投じて女原・徳永の開拓にあたり、その耕地は「宮崎開」といわれた。

〔著作〕教草 農業全書（元禄一〇刊）

〔参考〕日本博物史 三百藩家臣人名事典 国史大辞典 芸備先哲伝 古島敏雄『近世科学思想 上』（日本思想大系）

〔著作〕の項にある「教草」という書物は、『国書総目録』によれば、分類は教育であり、「宝曆書籍目録による」とあるので、現存しているかは確認されていないもの、啓蒙書であつたらしいことは想像できる。

この『国書人名辞典』の記述が簡にして要を得ていると思われるので、この記述を参考にしながら、『安楽抄』の位置付けをしてみる。

まず、『安楽抄』本文末尾に「貞享四年二月日 紫陽素翁宮崎安貞述」（廿三才）とあり、跋末に「貞享丁卯晚春朔旦 紫陽後進春翠散人書」としてある。これに続けての刊記には「歳次戊辰晚秋日 吉野屋」（廿四終ウ）とある。よつて、貞享四年丁卯二月に宮崎安貞が本書を書き、同年三月一日（晚春朔旦）に宮崎安貞の後輩、春翠散人という人が跋文を書いたのであり、翌貞享五年（九月三十日改元元禄元年）戊辰九月（晚秋日）に吉野屋某が本書を出版したことが分かる。宮崎安貞、春翠散人、共に「紫陽」と所付けがある。紫陽、即ち博多地方の雅名（筑紫国の紫）であるから、筑前と矛盾しない。

元禄本『農業全書』に付された板元本屋（茨城）多左衛門の口上の前半部を引く（傍訓は省き、句読点は私に施した）。

此農業全書は、筑前の隠士、宮崎氏の編集なり。宮崎氏、村居する事四十余年、農民を友として種植の道に委しく、且此事を勤らるゝといへども、猶農業におゐて、国用の種芸、疑敷被存、益修煉せん事を、太守へ御申上候へば、

則財を下し置れ、五畿内及諸国を偏歴して後、在国、弥此事に熟し、此書を編集して、御役人衆へ被懸御目候処、則、御領国農民のために、去年より板行被仰付、今度出来仕、御国中へ悉く流行被為仰付候。次而に御断申上、諸方へも出し申候。

先に示した『国書人名辞典』の記述によれば、正保四年（一六四七）に筑前福岡藩主黒田忠之に仕え、間もなく致仕して諸国を巡遊し、筑前に戻り、元禄十年（一六九七）に亡くなっている。であるから、「村居する事四十余年」の後に諸国を遍歴することは時間的に無理があるが、宮崎安貞の行動の順としては、この口上に書いてあるとおりでであろう。本書『安楽抄』によって、「五畿内及諸国を偏歴して後、在国」したのが、『安楽抄』本文末尾に「貞享丁卯二月日」とある貞享四年（一六八七）二月以前ということになる。

さて、本書の内容であるが、一口で言えば、安楽に生きていくための心構えを説いたものである。読後の感想からすれば、石門心学に近いように思われるのだが、『安楽抄』の方が断然早い。後、元禄九年丙子（一六九六）に『農業全書』に序を記した貝原益軒が、「筑前州後学貝原篤信書」と署名しているのが、貝原益軒と学統を同じくするとしてよいのかもしれない。貝原益軒については、儒学、朱子学ではあるものの、「朱子学的な思考方法に必ずしも束縛されず、ここに経験・実証に基づく学風がうちたてられつつあったことを窺い得る。」（井上忠「貝原益軒の生涯とその科学的業績——「益軒書簡」の解題にかえて——」（日本思想大系34『貝原益軒 室鳩巢』、一九七〇））ということであり、これをそのまま宮崎安貞に当てはめることができるように思われる。宮崎安貞の場合、『農業全書』があまりに傑出した業績であったがために、常に「農学者」と位置づけられてきたが、正保四年に二十四歳で新たに筑前福岡藩主黒田忠之

に出仕した時の肩書きは、「儒学（朱子学）者」であったのではなからうか。実学書『農業全書』は、本書『安楽抄』という思想的裏付けに乗っ取ったものであったと理解すべきものであると考える。

〔参考文献〕・日本思想大系62『近世科学思想 上』古島敏雄・安芸皎一校注（一九七二）

・日本農業全集12『農業全書 卷一〜五 宮崎安貞』山田龍雄等校注（一九七八）

・日本農業全集13『農業全書 卷六〜十 宮崎安貞 卷十一附録 貝原益軒』水本忠武等校注（一九七八）

書誌

体裁 原裝（替糸） 半紙本 縦二二・二糎 横一五・八糎 一冊

表紙 縹色無地

題簽 原題簽 左肩 匡郭子持杵 かなり剥落しているので原寸不明

外題 「安楽抄」

見返 白紙

序 なし

柱刻 「安楽」

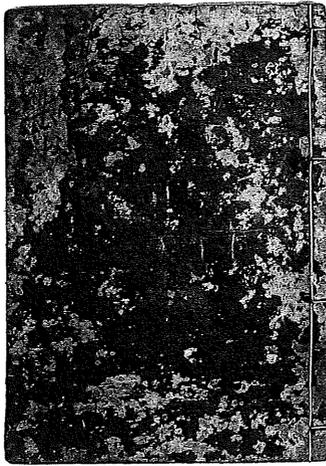
跋題 「書于安樂抄之後」(廿三ウ)

年月日 「貞享丁卯晚春朔旦」

跋者 「紫陽後進春翠散人書」(廿四終ウ)

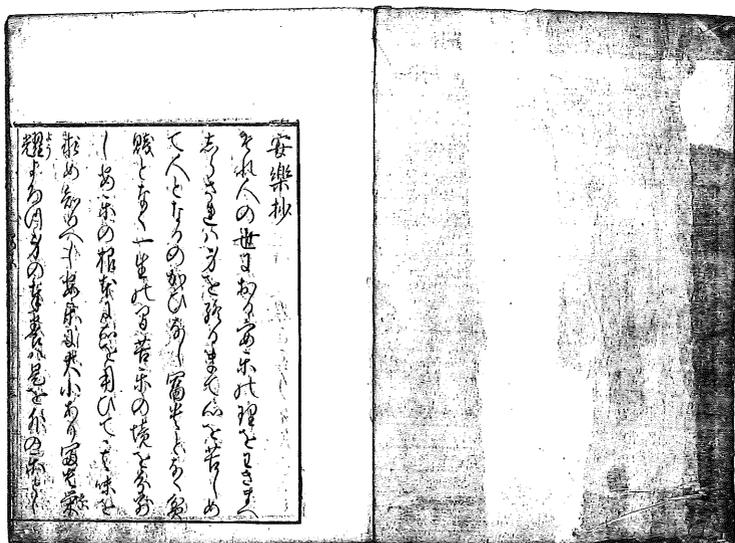
著者 「貞享四年二月日 紫陽素翁宮崎安貞述」(廿三才、本文末)

刊記 「歲次戊辰晚秋日 吉野屋(朱印)」



(表紙)

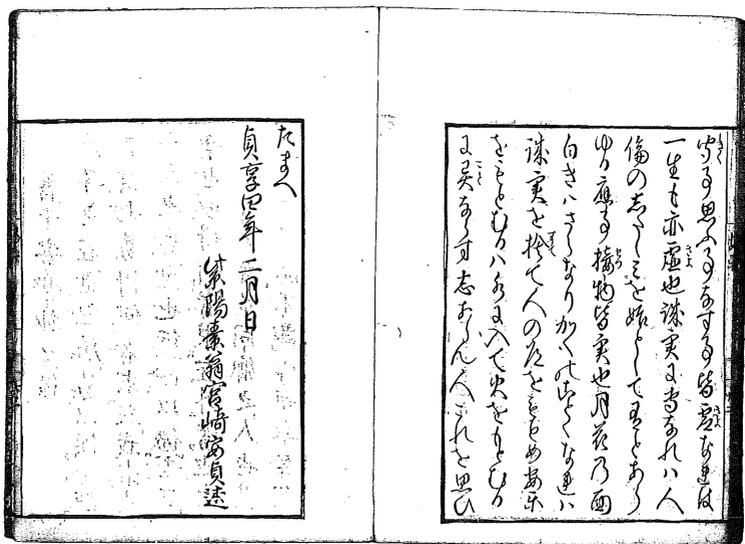
図版 1



(一オ)

(見返)

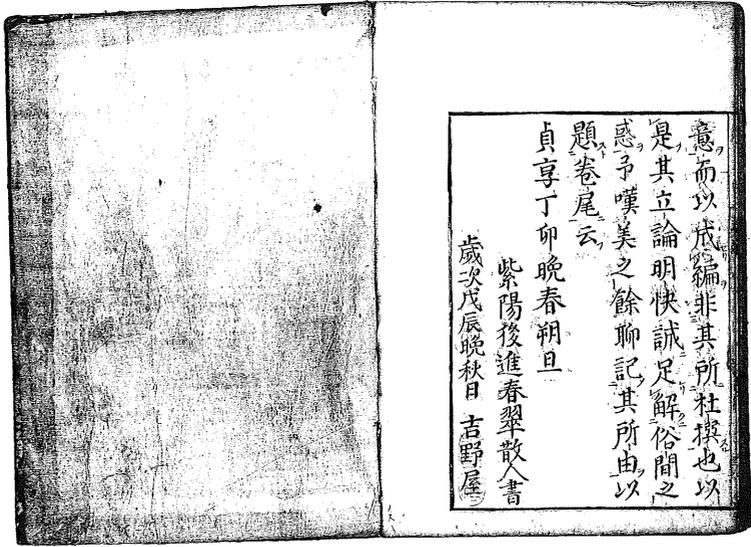
図版 2



(廿三オ)

(廿二ウ)

図版 3



意而以成編非其所杜撰也以
是其立論明快誠足解俗間之
惑予嘆美之餘聊記其所由以
題卷尾云
貞享丁卯晚春朔旦

紫陽後進春翠散人書
歲次戊辰晚秋日 吉野屋

(廿四終ウ)

図版 4

翻刻

凡例

- 一、旧漢字・異体字は、原則的に現代通行の字体に改めたが、特徴的な字体は、そのままとした。
- 二、本書に句読点は一切打っていないが、読みやすさのために句読点を私に施した。
- 三、各丁表、裏の最後に、(六オ)とか(廿一ウ)というように丁数を示した。
- 四、底本には架蔵本を使用した。現在のところ、他に本書の伝存を知らない。御教示をお願いしたい。

安樂抄

それ、人の世における安樂の理をわきまへしらされは、身を終るまで心を苦しめて、人となるのかひなし。富貴となく貧賤となく、一生の間、苦樂の境を分別し安樂の根本に心を用ひて、其味を求め知るへし。安樂に大小あり。富貴榮耀あきぼう、よろつ身の奉養うまつは、是を外の樂とし、(一オ)小樂とする也。さて大樂と云は、心に私欲しやくの煩わづらひなく、仁義忠信にして善よを樂たのむ怠おこれ倦うまず、心の天徳てんたく明らかにして、心術しゆつより作業さげふに至るまで一点のくもりなき事日月のこことく、心広く體胖ていぱんにして天道とひとしければ、一身の中、常に和樂なるを大樂とす。孔・顔の樂も、此外にあらず。君子の樂、是也。此境きやう界かに至り、本然せんの樂み、(二ウ)我身わがみにあれば、天地の間、目に見、耳に聞き、身に触ふる所の、飲食、衣服、色香、音樂、

山川草木、風花、雪月、鳥の聲、虫の音までも皆、我樂を助けて、弥真樂をそへすと云事なし。つねに胸中泰然とゆたかに、安樂至極にて、長なへに進んでやまさる事、火のもえ出、泉のわき出るかごとく、やまんとすれ共あたはず。たとへは渴て甘露をのみ、飢て美味を食（二オ）するか如し。中く、凡夫の上にて議論すへき事にあらず。され共、凡夫も是を目当として、專仁義忠信を守り、私欲の憂苦を去て、此樂を求めは、人々の賢愚により、工夫の厚薄によりて、得る所大小浅深のかはり有といへとも、其志怠りなければ、心おのつから天道と相通する故に、胸中清く快して恥恐るゝ事なく、覚えすしらす安樂なる（二ウ）事はかりなし。是、まことの真樂也。是、もと仁義忠信の心體の意味をさしていふ事なれば、仁義忠信の外に安樂を求るは、山に入て魚を求め、水に入て木をきらんとするに異ならず、終に得へきの理なし。聖賢、專仁義を教て、先和樂を示し給はざる事は、後人、仁義忠信の眞の意味をしらすして、逸欲を以、樂とせん事を恐れ給ふなるへし。（三オ）され共、論語の首章には、学而時習之ときは悅樂を得る事を、説給へり。是、学んで人心の私欲を去て、天徳を存し得ば、悅樂豈是にしく事あらんや。寔に大聖人、萬世の鑑に教を施し玉ふ事を記しおける書の卷頭に悅樂を示しおかるゝ事、眼をつけ、是を目当として勤め励み、其味をしるへし。人として、是に心を用る事疎にして、其樂をしら（三ウ）されは、生前の思出なく、人となれる天性を空しくする事は、心あらん人のうれふへき事ならずや。され共、凡夫は眼前の纒なる逸欲を樂とのみ心得て、聖賢の教、仁義忠孝を行ひて、其中より安樂の意味出来ると云事は、廻り遠き事にて、殊、凡夫の來難き高上過たる事也と心得るは、大きなあやまり也。縦令、我身に生れ（四オ）つかすして、行ひ難く、成かたき事也とも、たまくと人と生れて、少なり共、此味をしらすらんは、遺恨、甚しき事なるに、まして思ひのまゝに樂めとて、天道より明德をそれく、賦り予へ玉ひて、本性の中に

そなはりたる和楽なれば、人の道を行へは、必人の樂あるもの也。元來、天より稟たる性分の中に、和樂もおのづから有來ると云事を、よくはかり(四ウ)しるへし。是を先忠の上に付ていへは、主君に奉公し、各職分のつとめ、誠を尽し、一念の不実なく、寐ても猶ても君を大切に敬ひ慎み、且いとをしみふかく懇に思ひ入、時宜に依ては命をも惜ます、嗣信か義理の矢面にふさかり、村上か大塔の宮の命にかはりしなど、其身におゐては、忠義の誠に乗して快く清きふるまひ、其心根、自(五オ)天徳にて、臣下たる者の本望をとげ、快活の中に身を終る、是即、天徳を能用るもの也。実に千歳の後、彼等か風を聞てはたちまち忠義の本心おこりて、我もかくのことくふるまひをなすへしと思て、身をふるひ感涙を催す事、是即、忠義の天徳を人々具足する証拠也。時に臨んては、死をさへ快くする事なれば、常に此(五ウ)理をわきまへ、君の恩恵によりて、親み深き父母、妻子をやしなひ、其外、身の俸養、萬の樂をなす事も、皆君より出る事なれば、此恩に感し、我身ある事を忘れて一念の私なく、胸中常に青天白日のことくいさきよく、各勤むへき奉公におゐては少もうしろくらき事なく、他念を交へされは、自然の天機、つねに身の中に発して悦は(六オ)しく、楽みて、其味深々なれば、足の踏、手の舞ふ事をしらす、安樂なるへし。此樂、即、忠臣たる人に、天より感し報ふる理也。尤、亦外に付ては、かくのこときの忠義有て怠らされは、主君も其忠信に感し、恩恵も猶ふかく、内外共に順を得て、帆かけて流を下る船のことく、坂を走る玉のことくなれば、止んとすれともあたはず、胸中常に快活(六ウ)安樂なる事、是、天道の自然より出て、人間の願ひ、こゝに極まる事なれば、是を忽にすへからず。され共、此理をは露もわきまへすして君につかふる人、只禄のために身をよせ、私の事には專にさとく、心を用る事詳につとめて、公事におゐては等閑のおもひをなし、君のため前後の損益忠義の道をはからずして、自分の首尾に合せ、只我身の

(七才) 幸を得、災を免る、謀のみを専とし、甚きは君を欺きなひがしろにし、譏嘲り、君ある事を忘れて、身のためをのみ計る。不忠の臣は、見かけは替事なく見ゆれとも、其心根天道に背き、心つたなくして、胸中不快邪惡におち入て、恐怖憂苦のおもひたゆる事なく、あさましくきたなき心立、行跡、禽獸にも劣れる故に、内心くるしみ、(七ウ) 天理たえほろひぬれば、おのつから災難来りて、身の憂のかれ難く、たとひ幸にして身のわざはひはやく来らすとも、かく道理に背ぬれば、天と人との憎をうけ、内心常に惱しく苦しきは、即、天道の報ひとも天罰とも云つへし。況、天道は甚明らかにして、終に天のせめをうけ、或、子孫に報ふをや。さて又孝の上に付ていへは、父子の親はおのつからの天徳、(八才) 人を愛し敬ふ事の根本也。実に人と生れ、萬物の靈にして、一日の命、一日の衆といへとも、其おもく貴ふへき事、比へき物なし。其上、我を愛し育立て、人となしいとをしみ、恵まるゝ事の懇に厚くしたしきは、我におめては類なし。是ほと有難き恩愛をうけて、其厚恩に感しむくひて、孝を尽へき事は、めつらしからぬ事なれば、父母の悦ひを(八ウ) 尽してつかふまつるへし。されは、父母の嬉敷、悦はるゝ心を得て、即、我心の衆とすへし。かくのこことく孝心つねに明らかなれば、天道に通して胸中いつとなくこゝろよく、天機日々に此身の中にさかんに発動して、安樂の身となる、是ほとこゝろよく面白き事、又類なければ、孝行におめては、やまんとすれ共あたはざるの位に至りては、其樂のふかき事、(九才) はかるへからず。且又、此心をおしひろめて、他人に交り、萬物に処する時は、なす事みな節にあたりて、天下の物悉く和して、衆とならすと云ことなし。夫婦、兄弟、朋友の間も、心根に他念なく、天徳に出る事は、君臣、父子に替へからず。鬚倫、日用、萬事皆其心根に毛頭の惡念なく、天徳をたに其まゝたもちてうしなはされは、和樂も、即、(九ウ) 其中に在て、右にいふこことく、大小厚薄はありといへとも、樂ますと云事

なし。上は太極の道理より、下は人倫日用の末節細行に至るまで、其理明らかに、委くしるべき事は、聖賢の教、四書五経につぶさに明白なる事、曆数の年月日時一毛の違ひなきに少もかはる事なしといへとも、不学の人はたしかには見分難し。但、天道の生ずる人（十才）なれば、天道と我本性とをよく考へ引合せて、天に元亨利貞の四徳有て、其徳、則、人心にそなはり、仁義礼智の四性ととなり、天と人と本末大小の替りにて、其名はかはるといへとも、徳性を論ずれば、天人一理にて、此本性の天徳、私欲のために傷はれず、忠信を以てやしなひ立て、只其儘の心なれば、天理常に流し行して、胸中和樂の（十ウ）たゆる事なく、其樂、大也。和樂は、先、仁義を行ひて、其後しるしを覚ゆるやうなれとも、道を行ひて、其和する所、即、樂なれば、人、忠信にして、善念わつかに萌しぬれば、其まゝ安樂を得るとしるへし。其驗、甚速にして、廻り遠き事にあらず。真の安樂を得んとならば、是に心を留て工夫を用ひ、私欲のけがれを去り、しはし、先、心性を（十一オ）すまして、其味を試知るへし。されとも富貴貧賤ありて、俗人は富貴を無上の樂とし、貧賤を以て憂苦とす。富貴、尤、安樂ならざるにはあらず。是、只、身の俸養、わつかの願ひを達するのみ也。真樂、大樂にあらず。右に云ごとく、君子の樂は、仁義忠信の中よりおのつから出る和樂をさして云也。是を天道に付ていへは、（十一ウ）陰陽の氣、和して流行するは樂也。人心に付ていへは、仁義を行ひて、其心和平にしてわつらひなく、萬事、其よきほとらいにかなふは樂也。人、此忠信を行ひて、和樂を得る時は、天下の事物、皆我物になりて、おもふ事なす事、行住坐臥、事として安樂ならずと云ことなし。然れ共、此理を知分て、此樂を得る人、稀也。富貴の人は、外物（十二オ）の小樂におほれて、其真樂の味をしる事なく、貧賤の人は、又、人の富貴の見かけにまよひうらやみて、終に真樂に志す事をしらす。又、富貴に處て、此理を弁へしり、仁義を行ひて樂むは、順にしてやすし。貧賤に

して樂むは、逆さかにして難かたし。されども、此外これ境の順逆を以て、聖賢せいけんに当ては見るへからず。是、中ちゆう人以下、貧富を以て（十二ウ）うれひ、よろこびをなす人の沙汰とするへし。仮令たとひ、書をよみ、学問し、道を行ふといふとも、此理をしらすして、安樂の境に入らされは、只、木札きふだをかむかことし。一生かみても其味なく、腹はらに満みちる事なし。且又、味なけれは、久しく遂とぞる事もなし。天地の、なかく久しくして、よく萬物を生ずるも、太和の理、つねにめぐりて、暫時ざんし（十三オ）もたゆみやむ事なき故也。つくくくと見れば、月、花、草木、其外萬物、皆和樂ならざる物なし。和風、甘雨、白雪は多けれども、苦にき雨、黒くろき雪、火の風はなし。たまく大風、暴ほう雨、酷こく暑、嚴げん寒はあれ共、其中に、四時の和氣もやむ事なくして、よく萬物を生ずるを以て、天地の理、其源の和樂なる事を計はかり知るへし。人も亦、天（十三ウ）地の和氣より生して、此樂を生うまれたれ共、陰陽五行の氣、ひとしからざるいきおひあるによりて、其偏へんなる所の氣をうけて、身に私欲しよく多く、明德を暗くらまし、非ひを是ぜとし、善を惡とし、天徳を失うなへは、和樂、却ゆて憂苦ゆうくとなる。甚しきは、他人の和樂をも害そこひやぶるも、亦多し。故に、聖賢是を歎なげかしくおもひ給ひ、氣（十四オ）質しつの偏へんをため、人にん欲をさらしめ、此樂をしらしめんために、天の道をよくはかり、人の道を教示おしし、天地の理に背そむかすして、内外共に慎つみ行へは、安樂の境界あんらくかいにいたる事を、四書五經にしろし給へり。又、君子の徳は陽也。小人の心は陰也。陽は善にして、陰は惡。陽は明らかにして陰は闇くらく、陽は樂んで陰は憂うれふ。故に春の花（十四ウ）さかんなるを見、秋の月明らかなるを見れば必樂み、雨のくらしき天、木枯こからしの木の葉を落おすを見ては必憂うれふるは、自然の理也。是を以て、仁義の行たひ正しくして、人を愛し、物を生立そたて、善を行ふ事勇強いさみつよきは、陽人也。陽人は心明かにして、清き事青天白日のこことく也。又、邪惡かたげ奸佞けんにして心こころひがみ偽いつはり多く、かりそめにも善事（十五オ）をきらひ、惡行をなし、柔弱じしやくなる人は、必胸中暗くらく、

いさきよからず。是、陰人也。陰人は天機くらくして、安樂なるへからず。こゝを以て、陽人は樂多く、陰人は憂多しとしるへし。又、安樂を求るに志ありといへとも、天命をしらされは得難し。命をしようと云は、人間の富貴・貧賤・吉凶・禍福、皆天より生れつきて、天の命し給へる（十五ウ）事なれば、天命の生れつきの外、毛頭も、もとめ得る事難し。是を知りて、其生れつきの分限をやすんずるをは、天命をしるといふ也。凡、萬の事、外をもとむる得かたき計をは、思ふへからず、なすへからず。只、分限を安んじ、たとひ飢寒に迫るといふとも、志を取立、憤を起し、胸中をいさきよくし、天の萬物を生ずる中に（十六オ）人と生れ、五常を具足し、五味五色五音をわかまへ、月花を始とし、目に見、耳に聞、口に食し、身に触る所として、思出にあらすと云事なし。是、天地、父母のあたふる所、まことにかたき仕合なりと、つね／＼其樂をふかく思ひ、其恩を忘れず、かりそめにも天をもうらみず、人をも尤す、其分にやすんじ、私欲を（十六ウ）塞き、願ひもとめのなき心より見る時は、萬物、皆樂にあらざる事なし。まして飢寒の患もなきほどの仕合なれば、安樂を得る事やすし。然とはいへとも、人間のならばし、あさましさは、此天命の有かたき樂をすて置て、父子・君臣の間といへとも、私欲のために蔽はれ、明德をくらまして、愛すへきを憎み、尊ふへきを（十七オ）卑み、親むへきを疎し、後は仇敵の思ひをなす。人間の大倫すら、猶かくのことくなれば、其外、末々の事物に至りては、一物として心にかなふ事なく、月に日に私欲のほのをさかんにして、見る事、聞事、樂みとはならずして、却て苦みとなる。是、偏に心性の養ひなく、安樂の道をしらざる故也。人、とかく生れぬる（十七ウ）身のたのしみをいたつらになす我心を、とよめる哥のことし。又、世上遊宴の樂、詩賦、文章、歌、連哥、歌舞、音楽、月花を始とし、其外よろつ耳、目、鼻、口、身にふるゝ所の樂み、限りなき事也。され共、是又、虚実損益ある事を弁へ、

虚と損とを去て、実と益とを用ゆへし。月花を賞翫し、哥をよみ、詩を作り、(十八才) 萬のあそび慰みも、忠信を本とし、礼義にしたかつて、善心・和樂の上よりなす事は、真実に面白く、樂し。是を、まことの遊び慰とも云つへし。是、実にして益あり。其心にもあらぬ哥をよみ、詩を作り、非礼の遊宴をなし、或、其分にも似合はざるあそび・なくさみをなす事は、もと虚なれば、真実に面白かる(十八才)へき理にあらす。実に面白からされは、あたら時日を費し、財を尽して益なき事也。よろつ遊び慰む事の本に、心を用ひて、かりそめの遊・慰にも、道に叶ふを專にする時は、其事天理にそむかねは、徳性の上より楽みて、其意味ふかく長し。殊、遊びに災なく、財を敗らす、其情欲を尽さ、れば、樂をは極むへからすといふ(十九才)ものなるへし。若又、道理に合はざる遊び・慰をなして樂とする事は、一旦心よきやうなれとも、果は必悲しみとなる。是皆、癰疽を洗ひ、瘡をたて、こゝろよしとする類にて、手をひけは頓てあとなり苦痛の來ると同理也。是、樂極りて悲しみを生ず、といへるなるへし。実の樂にあらざる故也。世上、此類のみ多し。(十九才)もと天徳ならざる故、財を費し、甚きは家産をやふり、或、酒色等のために病を生し、父母、妻子にうき目を見せ、悔れ共かひなし。大かた、人のうれへ苦しみは、宴樂よりおこる事多し。慰み樂まんと欲して、却て苦しみをまねくもの也。古人の遊樂と云は、好色・哥舞・音樂に至るまで、たはれたる類をは用ひず(二十才)して、好色は大王の色をこのみ給ひしことく、又、関雎の詩の意のことく、音樂は、雅樂の淡き音を嗜みて慰み遊び樂む事、今の人のかたくななる心に似すといへとも、性情の正を破らすと見えたり。是を情に發して、礼義にとまると云也。又、古代の哥は優微にして、すなをに、やすらか也。是等(二十才)を以ておもひ見るに、古人の遊樂は徳性の中より出て、流れて害をなさす。即、天の和樂と、意を同しふする物也。され共、古の事を以て、今も必用ゆへきと云にはあ

らす。只、徳性を失はずして、遊樂を我物とする工夫を用ゆへし、と云事也。又、世上の遊樂とする事、大かた人欲にして、天命の樂なけ(廿一才)れは、皆虚なり。孔顔の樂といへとも、つゝまる所は誠の一字に極れり。但、誠、即、樂みと云にはあらず。天道の誠を稟て、我徳性にしたかひ、毫髪の違いなく、誠のみを行ひて、誠のみを思ふ時は、心性おのつから天道に通して、胸中、快活和樂ならざる事なし。至極の所に至りては、天とひとしく、(廿一ウ)欲する所、即、義理の至当なれば、思ふ事なす事、皆、天理にあらざる事なく、安樂ならすと云事なし。天下、事物の樂も、亦、同く其中にあり。長生久視の理も、其中にあり。誠は実理也。人心実なれば、其なす所の樂も、亦、実なり。誠なければ空虚也。其心、虚なれば、月花の面白きも虚也。見る事、(廿二才)聞事、思ふ事、なす事、皆、虚なれば、一生も亦、虚也。誠実に専なれば、人倫のしたしみを始として、有とあらゆる応事接物、皆、実也。月花の面白きはさならなり、かくのことくなれば、誠実を捨て、人の道をもとめ、安樂をもとむるは、水に入て火をもとむるに異ならず。志あらん人、これを思ひ(廿二ウ)たまへ。

貞享四年二月日

紫陽素翁宮崎安貞述

書于安樂抄之後

(廿三才)

君一子之在_レ世也居_レ易_ニ以俟_レ命_ニ故_ニ其_レ樂也易_レ得_レ何_一者_ニ求_レ在_レ我_ニ者_ニ也小_一人之_レ處_レ世也行_レ險_ニ以_レ徼_レ幸_ニ其_レ樂也_一得_レ何_一者_ニ求_レ在_レ外_ニ者_ニ也宮崎安貞氏者_ニ予_一同_一郷之_レ人也其_レ為_レ人也豪_一邁_一不_レ羈_レ心_一事_ニ卓_一犖_一与_ニ(廿三ウ)俗_一

輩_レ不_レ同_レ其尊_レ儒_之志_レ老_テ而益_ク壯_{ナリ}家雖_レ無_{シト}瓶_一石_之儲_一而晏_一如_{トシテ}不_下以_ニ雜_一冗_一膠_中其_レ心_上飄_然脱_シ去_テ世_一俗_一之_レ樂_一而自_レ樂_ニ其_レ樂_一間_一嘗_テ筆_一録_シ於_レ其會_レ心_者名_ニ以_ニ安_一樂_一抄_一蓋_ト說_キ其胸_中所_レ得_ニ安_一樂_一之_レ法_上欲_レ使_ト民_一俗_ヲ誦_レ之_ヲ各_レ知_ト所_レ樂_ム是_レ特_ニ取_ニ古_一人_之（廿四終オ）意_ヲ而_レ以_レ成_レ編_ヲ非_ニ其_所二_ニ杜_一撰_一也_レ以_レ是_ヲ其_レ立_一論_一明_一快_一誠_ニ足_レ解_ニ俗_一間_一之_レ惑_ヲ予_レ嘆_一美_之余_レ聊_レ記_{シテ}其_所一_一由_ヲ以_ニ題_ニ卷_一尾_ニ云_フ

貞享丁卯晚春朔旦

紫陽後進春翠散人書

歲次戊辰晚秋日 吉野屋（朱印）

（廿四終ウ）